

川畑会計事務所 & カム ダイナミックス

令和6年12月24日

TEL 072-633-0444 FAX 072-634-2227

E-mail kawabatakam@nifty.com URL http://kawabatakam.news.coocan.jp/



各駅停車

Vol. 8 4

Take a chance and hedge against risks

【あつという間の人生】の数え歌がLINEに流れてきた。

夢中で駆け抜ける10代

真剣に将来を考え始める20代

(中間略)

長く生きてきたけれど、まだやることがある70代

年齢はただの数字、心はまだ若い80代

思い出は財産、でも未来も大切に作る90代

多くを学んだという100歳



こころは真っ新な80代、さてどんな財産にあたろうか？

まず、保阪正康氏の政治家10か条は是非記憶に留めておきたい。

- | | |
|--------------|---------------|
| 1 常に歴史を読み | 6 清廉の徳を持つ |
| 2 師たる政治家を持つ | 7 討論、対話を厭うな |
| 3 甘言、巧言は敵とせよ | 8 典故、先例に通じよ |
| 4 良きブレインを持つ | 9 読書に勝る良薬はない |
| 5 誤りから学べ | 10 冰山のごとき人格たれ |

読書について

本を読まない人には、いくつかの特徴がある。

- ・話のなかで形容詞を多用する。
- ・物事を断定して、その理由や思考のプロセスを説明しない。
- ・耳学問だから見識に深みがない。
- ・冰山は9分の1だけが海面上に姿を出し、9分の8は海面下にある。
身につけた知性、感性、人格の奥行きが表に現れることを忘れてはならない。

あと一つ心に刻んでおきたいものがある。

ロシアで兵役につくため前線に向かう列車に乗せられた時の自伝的物語詩『ルーシ』。

「文化の脱走兵（奈倉 有里）」【動員】の一部です。

第1次世界大戦のときに徴兵されたセルゲイ・エセーニンという詩人は自伝的物語詩『アンナ・スネーギナ』のなかで戦争をこう語る。

「戦争は僕の心を食いつくし/どこかの他人の利益のために/目の前にあった体を撃ち」「それでわかったんだ、自分はおもちゃだと」「僕は武器とかたく決別し/詩のなかでだけ戦うことにした」「能無しと悪党どもが/戦争を『戦いぬけ』『勝利まで』とけしかけて/死にに行けと前線に迫りやった」「それでも僕は剣をとらなかった・・・/砲撃音と轟音のもとで/選んだのは別の勇気だ一/僕は国でいちばんの脱走兵になった」

戦う勇気ではなく、逃げる勇気を。なにかのため、誰かのために犠牲にしてもいい命など、ひとつとして存在しない。

ロシア国立文学芸術アーカイヴに保存されたエセーニンの詩『ルーシ』には、「1916年5月31日、コノトブ近郊」という行軍中の日付と場所が書き込まれている。エセーニンの『ルーシ』はこの文脈において読み解かれるべきものである。人を戦争にけしかけ、脱走兵の厳罰化を決めた二十一世紀のロシア大統領が『ルーシ』の身勝手な解釈によってエセーニンを愛読書としているのは、厚顔無恥のなせる業にほかならない。

ドイツ文学者 松永 美穂氏は日経・あすへの話題（2024・12・12）でこう書かれている。『奈倉さんが翻訳したロシアの作家たちは現在、ほとんどがドイツなどの外国に避難しているようだ。文学に、すぐに戦争を止める力はないかもしれない。でも、人の気持ちを変え、人生を変え、いつかは世界を変える、という希望を失いたくない。』と。

経営者の交際費 否認されれば税金揃い踏み

～法人税、所得税、消費税、延滞税～

経営者たる者、社外でのお付き合いは欠かせない。ランチミーティング、夕食会、土日のゴルフ、そして深夜のクラブまで、他人が見れば遊んでいるようにしか見えない集まりでも、そうした地道な活動が社の土台を盤石なものにしているものだ。

ただし自分では社業に必要な会合と思っても、税務署が認めるとは限らない。税務調査で「個人的な支出」とみなされて、交際費が役員賞与の扱いになることは珍しくない。

こうした税務署の判断に対して、納得がいかにずくに国税不服審判所に判断を求めたり、裁判を起したりするケースは少なくない。それはそのはず、仮に社長が「まあ損金にできなくても仕方ないか、ここは受け入れよう」と気持ちを新たにしたいとしても、役員賞与の問題はそこで終わりではないからだ。

経費計上していた金額が役員賞与と調査官に判断されると、これは損金にできない金額ということで新たに法人税の計算が必要になり、追加課税されることになる。また役員個人には所得税がかかり、法人には源泉所得税の徴収義務が生じる。さらに経費として計上した支出に掛かる消費税（仕入税額）が認められなくなるので、新たに消費税も課税される。これらを申告期限内に納めなかったということで、延滞税などの附帯税対象にもなり、悪質と判断されれば重加算税ということもあり得る。

役員の出費が個人的なものやとされやすい経費には、福利厚生費、交際費、消耗品費などが挙げられ、いずれも税務調査官のチェックは厳しい項目といわれている。

～「納税通信」より～

生保の非課税枠 相続放棄しても利用可能

～それぞれの控除額は取得割合で案分～

生命保険の死亡保険金には、他の財産から独立した「500万円×法定相続人の数」の相続税の非課税枠が設けられている。子供2人と妻の計3人なら1500万円を相続財産から割り引ける。

この非課税枠を算定する際の「法定相続人の数」には、保険金の受取人となっていない人や相続を放棄した人も含まれる。妻と子Aが保険金の受取人となっていて、子Bには受け取る権利がなく、子Aが相続放棄をした場合、妻1人が1500万円の非課税枠を満額使えるわけだ。

この際、相続放棄した子Aも生命保険金は受け取れる。しかし相続税はかかるし、相続放棄しているので生命保険金の控除枠も利用できない。

また非課税枠は、支給された生命保険金の全額にかかる分という点に気を付けたい。保険金2千万円のうち妻が1千万円、子2人がそれぞれ500万円を受け取ったケースでは、非課税枠は取得した保険金の割合に応じて按分され、妻は保険金の半分に当たる1千万円を取得したので非課税枠は1500万円の半分の750万円、子2人は4分の1に当たる500万円ずつ取得したので、非課税枠のうち4分の1の375万円を差し引く。

～「納税通信」より～

今年も大変お世話になりました。
来年もどうぞ宜しく願いいたします。
皆様良いお年をお迎えください。

年末年始のお休み

12月28日(土)～1月5日(日)は、
休業させていただきます。